



茨城県報

第 1 1 4 2 号

平成12年 3 月13日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

| | |
|--|---|
| 茨城県常住人口調査規則の一部を改正する規則 (統計課) | 2 |
| 茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則 (統計課) | 2 |
| 茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則 (統計課) | 3 |
| 茨城県中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則 (商工政策課) | 4 |
| 茨城県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (商工政策課) | 4 |
| 水洗炭業に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (工業技術課) | 4 |
| 茨城県電気工事士関係手数料徴収規則を廃止する規則 (工業技術課) | 4 |

(人 事 委 員 会)

| | |
|----------------------------|---|
| 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... | 5 |
|----------------------------|---|

告 示

| | |
|---|----|
| 救急告示病院及び救急告示診療所の認定 (医療整備課) | 5 |
| 茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) | 6 |
| 知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正 (農業経済課) | 10 |
| 定款変更の認可 (農村計画課) | 11 |
| 土地改良区の解散の認可 (農村計画課) | 11 |
| 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) | 11 |
| 道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課) | 13 |
| 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可 (都市整備課) | 14 |
| 事業計画の変更の認可 (16件) (公園街路課) | 15 |
| 特定計量器定期検査を行う区域, 期日及び場所 (計量検定所) | 22 |
| 土地改良事業の認可 (5 件) (土地改良事務所) | 24 |
| 更正換地処分の届出 (土地改良事務所) | 25 |

(公 安 委 員 会)

| | |
|---------------------------|----|
| 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定..... | 25 |
|---------------------------|----|

公 告

| | |
|-----------------------------------|----|
| 争議行為の予告通知の公表 (労政課) | 26 |
| 家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) | 27 |
| 県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課) | 27 |
| 地籍調査の成果認証 (農村環境課) | 28 |

| | |
|--|----|
| 開発行為の工事完了 (建築指導課) | 28 |
| 道路の位置の指定 (建築指導課) | 28 |
| 訓 令 | |
| 茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令 (人事課) | 29 |

規 則

茨城県規則第11号

茨城県常住人口調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県常住人口調査規則の一部を改正する規則

茨城県常住人口調査規則 (昭和45年茨城県規則第28号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「法律第18号」を「法律第81号」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(報告表の作成)

第 6 条 知事は、毎月の常住人口調査の結果を、翌月15日までに、別に定める茨城県常住人口調査報告表 (以下「報告表」という。) により取りまとめるものとする。

第 7 条を削る。

第 8 条中「市町村長から提出された」を削り、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

付 則

この規則は、平成12年 4月 1 日から施行する。

茨城県規則第12号

茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業基本調査規則の一部を改正する規則

茨城県農業基本調査規則 (昭和52年茨城県規則第68号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「は握し」を「把握し」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(13) その他農業の実態を把握するために必要な事項

第 9 条を次のように改める。

(調査区の設定)

第 9 条 知事は、市町村の区域を区分して、調査区を設定するものとする。

第10条第 2 項中「市町村長の推薦により」を削り、同条第 5 項中「身分を示す証票 (様式第 1 号)」を「農業基本調査調査員証」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「市町村長」を「知事」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、知事は、調査員に対して、委嘱状及び農業基本調査調査員証 (別記様式) を交付する。

第11条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第1項中「所属の市町村長」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により提出された調査票を審査するものとする。

第13条第1項中「、市町村長に送付する」を「5年間保存するものとする」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第14条を削る。

様式第1号中「様式第1号(第10条)」を「別記様式(第10条関係)」に改める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

茨城県規則第13号

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則

茨城県消費者物価調査規則(平成6年茨城県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号から第3号までの規定中「知事の定める方法により指定市町村の長」を「別に定める方法により知事」に改め、同条第2項中「指定市町村の長」を「知事」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第7条を次のように改める。

(調査票等の作成)

第7条 調査者は、前条の規定による申告に基づき、知事が別に定める調査票その他の調査関係書類(以下「調査票等」という。)を作成しなければならない。

第8条第2項中「、指定市町村長の推薦により」を削り、同条に次の3項を加える。

3 前項の場合において、知事は、調査員に対して、委嘱状及び茨城県消費者物価調査調査員証(別記様式)を交付する。

4 調査員は、知事の指揮監督を受け、調査票等の配布、収集その他の調査事務に従事する。

5 調査員は、前項の規定により調査事務に従事する場合は、茨城県消費者物価調査調査員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第9条を次のように改める。

(調査票等の提出等)

第9条 調査員は、知事が定める期限までに、調査票等を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された調査票等を審査するものとする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を削る。

別表1の項中「自動車ガソリン」の次に「、車庫借料」を加え、同表3の項中「診察(国民健康保険)」の次に「、タクシー代」を加え、「市町村長」を「知事」に改める。

別記様式中「第9条」を「第8条関係」に改める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

茨城県規則第14号

茨城県中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則

茨城県中小企業近代化資金貸付規則（昭和39年茨城県規則第17号）は、廃止する。

付 則

- 1 この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の茨城県中小企業近代化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

茨城県規則第15号

茨城県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

茨城県貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年茨城県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 3 条第 2 項」を「第 1 条第 2 項」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

別記様式（その 1）中「第 9 条」を「第 8 条関係」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

別記様式（その 2）中「第 9 条」を「第 8 条関係」に、「大蔵大臣は」を「金融再生委員会又は都道府県知事は、」に改め、「、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して」を削る。

付 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

茨城県規則第16号

水洗炭業に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

水洗炭業に関する法律施行細則の一部を改正する規則

水洗炭業に関する法律施行細則（昭和34年茨城県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を削る。

付 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

茨城県規則第17号

茨城県電気工事士関係手数料徴収規則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県電気工事士関係手数料徴収規則を廃止する規則

茨城県電気工事士関係手数料徴収規則 (平成 7 年茨城県規則第14号) は、廃止する。

付 則

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
( 人 事 委 員 会 )

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成12年 3 月13日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 1 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第34 4 警察本部長の項中

- |                                                                                                                      |   |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|
| 「 (18) 本部の課の監察官                                                                                                      | 」 | を  |
| 「 (18) 本部の課の監察官<br>(18の 2) 秘書室長, 犯罪被害者対策室長, 通訳センター<br>所長, 総合相談センター所長, 地域安全活動推進室<br>長, 盗犯捜査室長及び航空隊長                   | 」 | に, |
| 「 (19) 本部の課の総括理事官, 秘書室長, 広報室長, 犯<br>罪被害者対策室長, 留置管理室長, 通訳センター所<br>長, 総合相談センター所長, 地域安全活動推進室長,<br>盗犯捜査室長, 航空隊長及び首席交通聴聞官 | 」 | を  |
| 「 (19) 本部の課の総括理事官, 広報室長, 留置管理室長<br>及び首席交通聴聞官                                                                         | 」 | に, |

「警務調査官」を「人事調査官, ハイテク犯罪対策官」に, 「薬物対策官」を「環境犯罪捜査指導官」に, 「交通事故  
対策官」を「交通安全教育企画官」に改め, 「, 試験調査官」を削り, 「(25) 竜ヶ崎警察署の牛久地区交番所長」を  
「(25) 削除」に改める。

付 則

この規則は、平成12年 3 月16日から施行する。

~~~~~  

告 示

茨城県告示第270号

次の病院及び診療所は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の救急病院・救急診療
所である。

なお、当該病院及び診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成15年 3月12日である。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|---------------------|
| 小川町国保中央病院 | 東茨城郡小川町中延651 - 2 |
| 株式会社日立製作所日立総合病院 | 日立市城南町 2 - 1 - 1 |
| 医療法人宏千会 秋本脳神経外科 | 竜ヶ崎市川原代町6187 - 1 |
| 医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院 | 牛久市猪子町896 |
| 総合病院取手協同病院 | 取手市本郷 2 - 1 - 1 |
| 医療法人社団輝峰会 東取手病院 | 取手市井野字前土井246 |
| 医療法人植竹会 植竹病院 | 取手市取手 3 - 2 - 41 |
| 医療法人西秀会 西間木病院 | 取手市戸頭 1 - 8 - 21 |
| 取手北相馬保健医療センター医師会病院 | 取手市野々井1926 |
| 医療法人社団宗仁会 第一病院 | 北相馬郡藤代町岡1467 |
| 国立霞ヶ浦病院 | 土浦市下高津 2 - 7 - 14 |
| 総合病院土浦協同病院 | 土浦市真鍋新町11 - 7 |
| 東京医科大学霞ヶ浦病院 | 稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1 |
| 医療法人社団重陽会 斉藤病院 | 石岡市旭台 1 - 17 - 26 |
| 石岡市医師会病院 | 石岡市石岡10528 - 25 |
| 医療法人美湖会 美浦中央病院 | 稲敷郡美浦村宮地596 |
| 田中病院 | 水海道市森下町4447 |
| 医療法人江東会 存身堂病院 | 岩井市岩井3293 |
| 湯本病院 | 結城郡八千代町栗山238 |
| 菊山胃腸科外科医院 | 下妻市下妻丁81 - 7 |
| 猿島赤十字病院 | 猿島郡総和町上辺見1300 - 13 |
| 友愛記念病院 | 猿島郡総和町関戸726 |
| 茨城西南医療センター病院 | 猿島郡境町2190 |

茨城県告示第271号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

別表を次のように改める。

付則別表

| 資 金 の 種 類 | 利 子 補 給 率 | | |
|--|---|---|--|
| | 法第 2 条第 2 項 第 1 号,第 2 号, 第 4 号及び第 5 号に掲げる融資 機関が同条第 1 項第 1 号に掲げ る者に貸し付け る場合 | 法第 2 条第 2 項 第 1 号に掲げる 融資機関が同条 第 1 項第 2 号か ら第 4 号までに 掲げる者に貸し 付ける場合 | 法第 2 条第 2 項 第 2 号, 第 4 号 及び第 5 号に掲 げる融資機関が 同条第 1 項第 2 号から第 4 号ま でに掲げる者に 貸し付ける場合 |
| 1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販売施設, 農業生産資材貯蔵施設, 農業生産資材製造施設, 農機具保管修理施設, 病害虫等防除施設, ふ卵育すう施設, きのか栽培施設, 家畜人工授精施設, 家畜市場施設, 家畜診療施設又は農業生産 (農産物の処理加工を含む。) に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良, 造成又は取得に必要な資金 | 年 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| 2 原動機, 農用地改良造成用機具, 揚排水用機具, 耕うん整地用機具, 農作物育成管理用機具, 肥料調整散布用機具, 病害虫等防除用機具, 収穫調整用機具, 農産物処理加工用機具, 畜産用機具, 養蚕用機具, 運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金 | 年 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| 3 果樹, オリーブ, 茶, ホップ, 桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金 | 年 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| 4 牛, 馬, めん羊, やぎ, 若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの | 年 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| 5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金 | - | - | - |
| 6 診療施設, 農事放送施設, 水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良, 造成又は取得に必要な資金 | - | 年 1.25% | 年 0.4% |

| | | | | |
|--------------------------------------|---|-------|---------|--------|
| 7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金 | | | | |
| ア 新規就農の円滑化に必要な資金 | 年 | 2.05% | - | - |
| イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金 | 年 | 2.05% | - | - |
| エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| キ 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| ク 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 年 | 2.05% | - | - |
| ケ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金 | 年 | 2.15% | - | - |
| コ 観光農業施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| サ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | 年 | 2.05% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初次的経営資金 | 年 | 2.05% | - | - |
| ス 農業経営革新計画に基づく経営の円滑化に必要な初次的資金 | 年 | 2.05% | - | - |

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

| 資 金 の 種 類 | 利 子 補 給 率 | | |
|--|---|---|--|
| | 法第2条第2項第1号,第2号,第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号,第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販 | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% |

| | | | | |
|---|---------|---------|--------|--|
| <p>売施設，農業生産資材貯蔵施設，農業生産資材製造施設，農機具保管修理施設，病害虫等防除施設，ふ卵育すう施設，きのご栽培施設，家畜人工授精施設，家畜市場施設，家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴つて生じる公害の防止のために必要な施設の改良，造成又は取得に必要な資金</p> | | | | |
| <p>2 原動機，農用地改良造成用機具，揚排水用機具，耕うん整地用機具，農作物育成管理用機具，肥料調整散布用機具，病害虫等防除用機具，収穫調整用機具，農産物処理加工用機具，畜産用機具，養蚕用機具，運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>3 果樹，オリーブ，茶，ホップ，桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>4 牛，馬，めん羊，やぎ，若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>6 診療施設，農事放送施設，水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良，造成又は取得に必要な資金</p> | - | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>7 前各号に掲げるもののほか，農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p> | | | | |
| <p>ア 新規就農の円滑化に必要な資金</p> | 年 1.25% | - | - | |
| <p>イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金</p> | 年 1.25% | - | - | |
| <p>エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>キ 未利用資源活用施設の改良，造成又は取得に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |
| <p>ク 農村における給排水施設の改良，造成又は取得に必要な資金</p> | 年 1.25% | - | - | |
| <p>ケ 特定の農家住宅の改良，造成又は取得に必要な資金</p> | 年 1.25% | - | - | |
| <p>コ 観光農業施設の改良，造成又は取得に必要な資金</p> | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% | |

| | | | |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| な資金 | | | |
| サ 内水面養殖施設の改良，造成又は取得に必要な資金 | 年 1.25% | 年 1.25% | 年 0.4% |
| シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初度的経営資金 | 年 1.25% | - | - |
| ス 農業経営革新計画に基づく経営の円滑化に必要な初度的資金 | 年 1.25% | - | - |
| 8 前各号に掲げる資金のうち，知事が特に必要と認めて指定するもの | 年3.15%以内で知事が指定する率 | 年1.45%以内で知事が指定する率 | 年0.6%以内で知事が指定する率 |
| 9 農業後継者が特定の農業部門の経営開始に必要な資金 | 年 1.45% | - | - |

付 則

- この告示は，公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は，平成12年 2月21日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し，同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給については，なお従前の例による。

茨城県告示第272号

昭和52年 4月 1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8 の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し，平成12年 2月21日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し，同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については，なお従前の例による。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

| 資 金 の 種 類 | 利 子 補 給 率 | | |
|-----------|--|---|--|
| | 農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号，第2号，第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号，第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------|-------|-------|-------|---|------|
| ア 住みよいふるさとづくり事業等を推進するのに必要な資金 | 年 | 1.95% | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| イ 特定地域において野菜の出荷に必要な資金 | 年 | 1.65% | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| ウ 青果物・花き銘柄産地等において施設整備又は品質の維持改善に必要な資金 | 年 | 1.95% | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| エ 農産物の低温貯蔵・予冷のために必要な資金 | | - | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| オ 米麦のばら出荷に必要な資金 | | - | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| カ 農業公害の防止に必要な資金 | 年 | 1.65% | 年 | 1.45% | 年 | 0.6% |
| キ 特定地域において肥育素牛，繁殖肉用牛の購入に必要な資金 | 年 | 1.25% | | - | | - |
| ク 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金 | 年 | 3.15% | | - | | - |
| ケ 特定事業において大規模畜産経営の安定に必要な資金 | 年 | 1.45% | | - | | - |
| コ 新規就農促進支援資金 | 年 | 1.95% | | - | | - |
| サ 常磐新線の建設に係る農業対策の推進に必要な資金 | 年 | 1.95% | 年 | 1.25% | 年 | 0.4% |
| シ 農業災害の未然防止を推進するのに必要な資金 | 年 | 1.95% | 年 | 1.45% | 年 | 0.6% |
| ス 認定農業者等育成資金 | 認定農業者に貸し付ける場合 | 年 | 1.85% | | - | - |
| | 認定農業者になろうとする者に貸し付ける場合 | 年 | 1.25% | | - | - |

備考 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者をいう。

茨城県告示第273号

平成12年 1月 7日付けで、中郷土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成12年 3月 6日認可した。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第274号

北相馬郡守谷町大字立沢1077番地に事務所を置く立沢土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成12年 3月 6日付けで解散の認可をしたので、同法第67条第3項の規定により公告する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成12年 3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば真岡線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|-------|---------|-------|--------|
| つくば市大字作谷字式耕地 145番 1地先から 真壁郡明野町大字寺上野字下割 1200番 1地先まで | 旧 (A) | メートル | メートル | |
| | | 最大 10.2 | 4,111 | |
| つくば市大字作谷字式耕地 145番 1地先から 真壁郡明野町大字寺上野字下割 1200番 1地先まで | (A) | 最大 10.2 | 4,111 | バイパス新設 |
| | | 最小 3.9 | | |
| つくば市大字明石字堀ノ内 357番 1地先から 真壁郡明野町大字寺上野字下割 1200番 1地先まで | (B) | 最大 70.0 | 3,986 | |
| | | 最小 18.0 | | |

茨城県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--------------------------------|-------|---------|-------|----------------------|
| 東茨城郡小川町大字上吉影 字備前山448番68地先から | 旧 (A) | メートル | メートル | |
| | | 最大 14.0 | 2,069 | |
| 東茨城郡小川町大字世楽 字境田628番 1地先まで | (A) | 最大 14.0 | 2,069 | 現道拡幅 及び バイパス設置 |
| | | 最小 5.0 | | |
| | (B) | 最大 45.0 | 2,056 | |
| | | 最小 7.5 | | |

茨城県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば真岡線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|------------------------|------|-----------------------------|-------------------------|---------|
| 真壁郡協和町大字桑山2381番 4 地先から | 旧 | 最大 <small>メートル</small> 10.9 | 970 <small>メートル</small> | |
| | | 最小 6.8 | | |
| 真壁郡協和町大字清水355番 1 地先まで | 新 | 最大 43.0 | 970 | 現 道 拡 幅 |
| | | 最小 14.0 | | |

茨城県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成12年 3 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字野曽字荒谷471番地先から
東茨城郡茨城町大字野曽字恵古田1418番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 3 月15日

茨城県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成12年 3 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字野曽字町田1858番から
東茨城郡茨城町大字野曽字荒谷886番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 3 月15日

茨城県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成12年 3 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字駒渡字恵古田1438番 1 地先から
東茨城郡茨城町大字駒渡字恵古田1439番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 3 月15日

茨城県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば真岡線
- 2 供用開始の区間 真壁郡協和町大字桑山字2498番45から
真壁郡協和町大字桑山字2498番26まで
- 3 供用開始の期日 平成12年3月18日

茨城県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 銚子波崎線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡波崎町大字矢田部字前谷原1175番地先県界から
鹿島郡波崎町大字矢田部字海老台2000番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年3月18日 15時

茨城県告示第283号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款及び事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成元年3月30日

至 平成12年3月31日

施 行 地 区 北相馬郡藤代町大字浜田

字南上田，字上余郷，字下川辺，字出口，字南蔭監谷原，字小山前，字薬師堂，字下余郷，字株木の各一部

北相馬郡藤代町大字上萱場

字大日脇，字大日南，字大日前の全部

字西浦，字堤付，字代官淵，字西，字食沼，字四ツ谷の各一部

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成元年3月30日

至 平成14年3月31日

3 変更認可の年月日 平成12年3月13日

茨城県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1204号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成元年10月30日から
平成13年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1203号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成元年10月30日から
平成13年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 4 年茨城県告示第1253号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成 4 年10月19日から
平成13年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 4 年茨城県告示第1382号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・16号 梅香下千波線
- 3 事業施行期間
平成 4 年11月24日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 8 年茨城県告示第148号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・2号 中大野中河内線
- 3 事業施行期間
平成 8 年 2 月 8 日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 7 年茨城県告示第1216号
日立都市計画道路事業
3・5・20号 堀込所沢線
- 3 事業施行期間
平成 7 年11月 2 日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年茨城県告示第863号
土浦・阿見都市計画道路事業
3・2・30号 土浦駅東学園線

- 3 事業施行期間
昭和58年 6 月 2 日から
平成13年 3 月31日まで

- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 5 年茨城県告示第1335号
土浦・阿見都市計画道路事業
3・5・41号 木田余池下線
3・4・5号 川口下稻吉線
- 3 事業施行期間
平成 5 年12月 2 日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 8 年茨城県告示第279号
古河・総和都市計画道路事業
3・3・9号 桜町下山線
- 3 事業施行期間
平成 8 年 3 月 4 日から
平成14年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

下館市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成元年茨城県告示第1102号

下館・結城都市計画道路事業

3・5・9号 中島富士見町線

3 事業施行期間

平成元年 9 月28日から

平成14年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

龍ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和63年茨城県告示第705号

竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・5・30号 佐貫1号線

3 事業施行期間

昭和63年 5 月12日から

平成13年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
龍ヶ崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 2 年茨城県告示第1410号
竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業
3・4・5号 知手下地内線
- 3 事業施行期間
平成 2 年11月26日から
平成13年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
笠間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 8 年茨城県告示第1464号
笠間都市計画道路事業
3・4・12号 鉄砲町石井線
- 3 事業施行期間
平成 8 年12月26日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
ひたちなか市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 7 年茨城県告示第1257号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・152号 関場橋通り線
- 3 事業施行期間
平成 7 年11月16日から
平成14年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
ひたちなか市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1148号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・33号 東中根高場線
- 3 事業施行期間
平成元年10月16日から
平成15年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
内原町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成7年茨城県告示第862号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・124号 築地五平線
- 3 事業施行期間
平成7年7月20日から
平成15年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第300号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所を次のように定めたので告示する。

平成12年3月13日

茨城県計量検定所長 小 松 俊 也

| 執行区域 | 器 物 提 出 の 日 時 | 器 物 提 出 の 場 所 |
|---------|--|---------------|
| 波 崎 町 | 平成12年4月14日 (10時30分から) (15時00分まで) | 波崎町臨時計量検査所 |
| | 平成12年4月17日から (10時30分から) 平成12年4月18日まで (15時00分まで) | |
| 神 栖 町 | 平成12年4月19日から (10時30分から) 平成12年4月20日まで (15時00分まで) | 神栖町臨時計量検査所 |
| 鹿 嶋 市 | 平成12年4月21日 (10時30分から) (15時00分まで) | 鹿嶋市臨時計量検査所 |
| | 平成12年4月24日から (10時30分から) 平成12年4月25日まで (15時00分まで) | |
| 大 洋 村 | 平成12年4月26日 (10時30分から) (15時00分まで) | 大洋村臨時計量検査所 |
| 鉾 田 町 | 平成12年4月27日 (10時30分から) (15時00分まで) | 鉾田町臨時計量検査所 |
| 旭 村 | 平成12年4月28日 (10時30分から) (15時00分まで) | 旭村臨時計量検査所 |
| 土 浦 市 | 平成12年5月16日から (10時30分から) 平成12年5月19日まで (15時00分まで) | 土浦市臨時計量検査所 |
| | 平成12年5月22日から (10時30分から) 平成12年5月25日まで (15時00分まで) | |
| 小 川 町 | 平成12年6月5日から (10時30分から) 平成12年6月6日まで (15時00分まで) | 小川町臨時計量検査所 |
| 茨 城 町 | 平成12年6月7日から (10時30分から) 平成12年6月8日まで (15時00分まで) | 茨城町臨時計量検査所 |
| 美 野 里 町 | 平成12年6月9日 (10時30分から) (15時00分まで) | 美野里町臨時計量検査所 |
| 大 洗 町 | 平成12年6月12日から (10時30分から) 平成12年6月13日まで (15時00分まで) | 大洗町臨時計量検査所 |
| 御 前 山 村 | 平成12年6月14日 (10時30分から) (15時00分まで) | 御前山村臨時計量検査所 |

| 執行区域 | 器 物 提 出 の 日 時 | 器 物 提 出 の 場 所 |
|-----------|--|-------------------------|
| 桂 村 | 平成12年 6月15日 (10時30分から) (15時00分まで) | 桂 村 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 内 原 町 | 平成12年 6月16日 (10時30分から) (15時00分まで) | 内 原 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 常 北 町 | 平成12年 6月19日から (10時30分から) 平成12年 6月20日まで (15時00分まで) | 常 北 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 石 岡 市 | 平成12年 6月22日から (10時30分から) 平成12年 6月23日まで (15時00分まで) | 石 岡 市 臨 時 計 量 検 査 所 |
| | 平成12年 6月26日から (10時30分から) 平成12年 6月29日まで (15時00分まで) | |
| 常 陸 太 田 市 | 平成12年 7月 4日から (10時30分から) 平成12年 7月 7日まで (15時00分まで) | 常 陸 太 田 市 臨 時 計 量 検 査 所 |
| | 平成12年 7月10日から (10時30分から) 平成12年 7月12日まで (15時00分まで) | |
| 金 砂 郷 町 | 平成12年 7月13日から (10時30分から) 平成12年 7月14日まで (15時00分まで) | 金 砂 郷 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 水 府 村 | 平成12年 7月17日から (10時30分から) 平成12年 7月18日まで (15時00分まで) | 水 府 村 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 里 美 村 | 平成12年 7月19日 (10時30分から) (15時00分まで) | 里 美 村 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 大 子 町 | 平成12年 7月24日から (10時30分から) 平成12年 7月28日まで (15時00分まで) | 大 子 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 下 館 市 | 平成12年 8月22日から (10時30分から) 平成12年 8月25日まで (15時00分まで) | 下 館 市 臨 時 計 量 検 査 所 |
| | 平成12年 8月28日から (10時30分から) 平成12年 8月30日まで (15時00分まで) | |
| 龍 ヶ 崎 市 | 平成12年 9月 5日から (10時30分から) 平成12年 9月 8日まで (15時00分まで) | 龍 ヶ 崎 市 臨 時 計 量 検 査 所 |
| | 平成12年 9月11日から (10時30分から) 平成12年 9月12日まで (15時00分まで) | |
| 河 内 町 | 平成12年 9月13日 (10時30分から) (15時00分まで) | 河 内 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 新 利 根 町 | 平成12年 9月14日 (10時30分から) (15時00分まで) | 新 利 根 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 東 町 | 平成12年 9月18日 (10時30分から) (15時00分まで) | 東 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 桜 川 村 | 平成12年 9月19日から (10時30分から) 平成12年 9月20日まで (15時00分まで) | 桜 川 村 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 江 戸 崎 町 | 平成12年 9月21日から (10時30分から) 平成12年 9月22日まで (15時00分まで) | 江 戸 崎 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 美 浦 村 | 平成12年 9月25日 (10時30分から) (15時00分まで) | 美 浦 村 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 阿 見 町 | 平成12年 9月26日から (10時30分から) 平成12年 9月27日まで (15時00分まで) | 阿 見 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 荳 崎 町 | 平成12年 9月28日 (10時30分から) (15時00分まで) | 荳 崎 町 臨 時 計 量 検 査 所 |
| 岩 井 市 | 平成12年10月 4日から (10時30分から) 平成12年10月 6日まで (15時00分まで) | 岩 井 市 臨 時 計 量 検 査 所 |
| | 平成12年10月10日から (10時30分から) 平成12年10月11日まで (15時00分まで) | |

| 執行区域 | 器 物 提 出 の 日 時 | 器 物 提 出 の 場 所 |
|-----------|---|---------------|
| 水 海 道 市 | 平成12年10月12日から (10時30分から) 平成12年10月13日まで (15時00分まで) | 水海道市臨時計量検査所 |
| | 平成12年10月16日から (10時30分から) 平成12年10月17日まで (15時00分まで) | |
| 石 下 町 | 平成12年10月18日から (10時30分から) 平成12年10月20日まで (15時00分まで) | 石下町臨時計量検査所 |
| 千 代 川 村 | 平成12年10月24日 (10時30分から) (15時00分まで) | 千代川村臨時計量検査所 |
| 八 千 代 町 | 平成12年10月25日から (10時30分から) 平成12年10月26日まで (15時00分まで) | 八千代町臨時計量検査所 |
| 猿 島 町 | 平成12年11月 6 日から (10時30分から) 平成12年11月 7 日まで (15時00分まで) | 猿島町臨時計量検査所 |
| 総 和 町 | 平成12年11月 8 日から (10時30分から) 平成12年11月 9 日まで (15時00分まで) | 総和町臨時計量検査所 |
| 五 霞 町 | 平成12年11月10日 (10時30分から) (15時00分まで) | 五霞町臨時計量検査所 |
| 境 町 | 平成12年11月13日から (10時30分から) 平成12年11月15日まで (15時00分まで) | 境町臨時計量検査所 |
| 三 和 町 | 平成12年11月16日から (10時30分から) 平成12年11月17日まで (15時00分まで) | 三和町臨時計量検査所 |
| 北 茨 城 市 | 平成12年11月20日から (10時30分から) 平成12年11月22日まで (15時00分まで) | 北茨城市臨時計量検査所 |
| | 平成12年11月27日から (10時30分から) 平成12年11月30日まで (15時00分まで) | |
| 高 萩 市 | 平成12年12月 4 日から (10時30分から) 平成12年12月 8 日まで (15時00分まで) | 高萩市臨時計量検査所 |
| 十 王 町 | 平成12年12月11日 (10時30分から) (15時00分まで) | 十王町臨時計量検査所 |
| 上 記 市 町 村 | 平成12年 4 月14日から (10時30分から) 平成12年12月26日まで (15時00分まで) (ただし、土、日、祝日、休日を除く) | 茨城県計量検定所 |

茨城県告示第301号

平成11年11月24日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった中山地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年2月25日認可した。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

茨城県告示第302号

平成11年11月24日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった立木第6地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年2月25日認可した。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

茨城県告示第303号

平成11年11月24日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった惣新田第3地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年2月25日認可した。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

茨城県告示第304号

平成11年11月24日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった曾根第4地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年2月25日認可した。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

茨城県告示第305号

平成11年11月25日付けで湖南土地改良区から申請のあった古渡4地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年2月25日認可した。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

茨城県告示第306号

平成12年2月8日付け江土改指令第4号で認可した長戸地区の更生換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成12年3月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第10号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定による緊急自動車の指定及び同令第14条の2第1項第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定を次のとおり行ったので、茨城県道路交通法施行細則（昭和53年公安委員会規則第11号）第5条第2項の規定に基づき、告示する。

平成12年3月13日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号 | 車名・年式 | 用 途 | 所有者・使用者氏名 |
|------|------------|---------|---------|-------------------|
| 3758 | 水戸88 に7944 | 三菱10年式 | 公共応急作業用 | NTT移動通信網株 茨城支店 |
| 3759 | 水戸800さ2280 | トヨタ12年式 | 警察責務遂行用 | 茨城県警察本部 |

| 指定番号 | 自動車登録番号 | 車名・年式 | 用 途 | 所有者・使用者氏名 |
|------|------------|----------|---------------|------------------------------|
| 3760 | 水戸800さ2281 | トヨタ12年式 | 警 察 責 務 遂 行 用 | 茨 城 県 警 察 本 部 |
| 3761 | 土浦800さ2589 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 3762 | 水戸800さ2276 | ニッサン12年式 | 公 共 応 急 作 業 用 | 日 本 道 路 公 団 水 戸 管 理 事 務 所 |

2 道路維持作業用自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号 | 車名・年式 | 用 途 | 所有者・使用者氏名 |
|------|------------|----------|---------------|------------------------------|
| 3763 | 水戸800さ2276 | ニッサン12年式 | 道 路 維 持 作 業 用 | 日 本 道 路 公 団 水 戸 管 理 事 務 所 |

~~~~~

---

公 告

---

## 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会執行委員長宮本雅宥から、平成12年3月3日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成12年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事 件

賃金引き上げ等に関する要求

## 2 日 時

平成12年3月16日午前零時以降、要求実現に至るまでの期間

## 3 場 所

- (1) 高萩市安良川267 高萩協同病院
- (2) 水戸市宮町3-2-7 水戸協同病院
- (3) 水戸市梅香1-4 茨城県厚生連本所
- (4) 土浦市真鍋新町2-7 土浦協同病院
- (5) 取手市本郷2-1-1 取手協同病院
- (6) 猿島郡境町2190 茨城県西南医療センター
- (7) 水戸市城南3-15-17 城南病院
- (8) 水戸市白梅3-9-35-201 訪問看護ステーション虹
- (9) 水戸市平須町1819-34 水戸共立診療所
- (10) 水戸市平須町1819-34 訪問看護ステーションひらす
- (11) 水戸市堀町1147-125 訪問看護ステーションコープふれあい
- (12) 日立市大甕6-17 回春荘病院
- (13) 鹿嶋市平井1129-2 鹿島病院

当該病院・施設の構内及び職場

## 4 争議行為の種類

上記場所の全体あるいは部分的に、または断続的に、すべての業務停止をはじめあらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のためのいっさいの争議行為を行う。

ただし、救急患者および入院患者の必要により、若干の保安要員を除く。

## 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭群数 | 発 生 場 所  | 発生年月日          | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|-------|----------|----------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 1 頭   | 行方郡潮来町大生 | 平成12年<br>2月16日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

## 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営五霞地区土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営五霞地区土地改良事業（地盤沈下対策事業）変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 3月15日から

平成12年 4月12日まで

## 3 縦覧の場所

五霞町役場

## 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営小手指地区土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営小手指地区土地改良事業（かんがい排水事業 / 排水対策特別型）変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 3月15日から

平成12年 4月12日まで

3 縦覧の場所  
五霞町役場

地籍調査の成果認証

結城郡石下町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                       |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 結城郡石下町                                                |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                              |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 結城郡石下町大字新石下，本石下の各一部<br>平成10年 7月26日から<br>平成10年 9月10日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成12年 3月 6日                                           |

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
ひたちなか市高野字永田1968番 1，同番 2，1973番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
ひたちなか市高野1968番地 2  
株式会社 カツタ  
代表取締役 望 月 福 男

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指 定 年 月 日   | 申 請 者                          |                    | 道 路 の 位 置          | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                            | 住 所                |                    | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指指令<br>第 78 号 | 平成12年 3月 2日 | 斉丸建設<br>株式会社<br>代表取締役<br>斉丸千加雄 | 鹿嶋市宮中<br>3丁目2 - 11 | 鹿嶋市大字和<br>字治870番19 | メートル<br>6.20 | メートル<br>48.70 |

---

訓 令

---

茨城県訓令第 2 号

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年 3 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程 (昭和47年茨城県訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1,070円」を「1,090円」に改める。

付 則

この訓令は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)